Question

1

親族内承継における財産承継の注意点

Q. 後継者が親族内である場合の財産承継について、どのような点に注意が必要か?

要旨 親族内の財産承継の方法には、生前承継としての売買、贈与と死亡後の相続、遺贈等があります。死亡後の財産承継に関しては法定相続人であれば相続権があるのに対して、法定相続人でない場合は相続権はないため、現経営者の生前に遺言書を作成して、事業承継に必要な自社株や事業用財産をその後継者に的確に遺贈する必要があります。

なお、事業用財産の内、担保不動産に関しては、経営者保証の承継の問題も併せて考慮 する必要があるので、より慎重な承継スキームの立案及び提案が求められます。

解説

1. 後継者が法定相続人である場合

後継者が現経営者の法定相続人である場合は、遺言書がなくても、現経営者が保有する自社株式や事業用財産を相続により取得することが可能です。ただし、後継者以外の法定相続人がいる場合は、個々の遺産の相続について、遺産分割協議による相続人全員の同意が必要となります。

したがって、事業承継に必要な財産を確 実に後継者に承継させるためには、生前に 遺言書を作成しておくべきでしょう。

2. 後継者が親族ではあるが法定相続人でない場合

後継者が法定相続人でなければ相続権は ないので、事業承継に必要な財産を後継者 が承継するためには、生前に贈与または譲 渡することを検討すべきです。死亡後の承 継の場合、生前に遺言書を作成しておく必 要があります。遺言書が無ければ一切の遺 産は法定相続人が相続により取得すること になってしまい、事業承継に必要な自社株 や事業用財産を法定相続人から時価で買い 取るか贈与により取得しなければなりません。

遺言により遺贈した場合でも、法定相続 人の遺留分を侵害している場合には、遺留 分相当額を法定相続人から請求される可能 性があります。

遺留分に抵触しない財産分与の方法として、生命保険金で分与する方法があります。 現経営者を契約者及び被保険者、後継者を 受取人とする生命保険契約です。この方法 によれば、遺言書も不要で金銭を遺贈した のと同様の効果があります。生命保険金は 民法上の相続財産ではありませんので、遺 留分侵害額請求の対象とはなりません。後 継者は、この資金で相続開始後、相続人が 取得した自社株式や事業用財産の買取り資 金に充てることができます。

なお、受け取った保険金はみなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、この場合は相続人が受け取った生命保険金ではありませんので、生命保険金の相続税の非課税枠は使えないことに留意が必要です。



夢に**近**づく 夢を**産**み出す…



Ι

親族である後継者の相続権の有無に応じた財産承継方法 〜的確な財産承継を〜

くご提案のポイント>

- ・事業承継は、経営の承継と資産の承継のバランスをとって進める必要があります。 経営承継の現状と方針に合わせて資産承継を考える必要があります。
- ・相続問題は親族間のデリケートな問題も内包しているケースがあるので、慎重なア プローチと対応が求められます。
- ・相続問題は、民法、相続税や贈与税の専門知識も求められるので、専門家との連携 も有効です。

1. 事業承継の進捗状況の把握

まずは、後継候補がいるのか、いるとすればその後継候補の社内での位置づけを把握する必要があります。取締役に就任しているか、常務や専務としてある程度経営に関与しているか等、後継者への経営の承継の進捗状況に合わせて、財産承継の計画も考えなければなりません。一方で、現経営者の経営承継と財産承継に対する認識や今後の進め方等の意向、考え方を把握することも必要です。

2. 経営の承継の進捗状況に合わせた財産承継スキームの立案

後継候補はいるがまだ取締役にもなっていない段階で、自社株や事業用財産の承継を行うのは早計といえます。取締役となっているのであれば、自社株や事業用財産の計画的な移転(生前贈与あるいは遺言書の作成)を検討すべきでしょう。現経営者が既に高齢となっており、後継者がある程度経営を任せられる状況となっているのであれば、自社株や事業用財産等の資産承継を速やかに進めることも可能です。経営承継の進捗状況に合わせた財産承継のスケジュール、スキームを検討することが重要です。

3. 実行のための方策

まず現経営者の保有資産及び債務の把握を行います。その上で、後継者へ承継させるべき財産とその他の財産を峻別し、承継させるべき財産を特定した上で、生前贈与、遺言、その他具体的な移転方法及びその実行時期を立案します。

併せて、後継者以外の法定相続人との間での相続財産のバランス、遺留分侵害の有無等にも配慮する必要があるので、株式や事業用資産以外の財産についても検討しなければなりません。

法務面や税務面での検討も必要となるので、弁護士や司法書士、顧問税理士にも協力を してもらうといいでしょう。





